

## 告示

### 埼玉県告示第九百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

はじめに、平成二十六年十月十日の開店から営業に関して何の説明もないままに早朝から深夜に及ぶ騒音・振動・爆音が発生し、未だに根本的な改善がなされず今日迄一年半が経過しています。先ず大規模小売店舗立地法に基づく店舗として、開設前に近隣との合意を取りつけるべきではなかったかと考える。

(1) 倉庫からの騒音等について

立地条件が最悪であることから、騒音等を解決するためには、倉庫の利用を廃し、全ての搬入を店舗側に変更する以外にないと考える。

(理由)

(一) 倉庫は東西が密集した住居にはさまれ、倉庫の壁一枚で騒音・振動・爆音を出していること。

(二) 搬入時のフォークリフト並びに台車による騒音・振動は野放し状態であること。

(三) 倉庫の空調室外機・大型冷蔵・冷凍庫の冷却塔が爆音を出していること。

(四) 倉庫西側従業員更衣室から話し声の騒音が出ていること。

(五) 南側店舗への荷物運搬時の市道に作られている専用通路を頻繁に往復する台車の騒音が野ばなし状態であること。

(六) セイコーマートから倉庫迄の道路は狭く、曲りくねっており、大型トラックが一台通ると道一杯となり危険であること。しかも通学路となっていること。また、大型トラックが通過する度に発生する地震の様な揺れに家屋への被害を危惧している方や、角の家では門や塀をこわされないか心配している人がいること。

(2) 店舗からの騒音について

店舗北側に占める近隣居住を占める全ての長さにわたる遮音・防音壁が必要と考える。爆音の強い所は、二重の遮音・防音壁が必要である。

(理由)

店舗内、騒音の軽減不足(台車・職員の声)、屋根の上の室外機の騒音、冷蔵・冷凍庫の騒音、振動、爆音は野放しのままであること。

(3) 吉川市環境保全条例の遵守について

この地域では吉川市環境保全条例で定められた規制基準値が二十四時間保障されるべきである。

(理由)

スーパーマルサンの位置している場所は、吉川市都市計画で第一種中高層居住専用地域であり、吉川市環境保全条例により定められた騒音・振動の規制値は、昼(午前八時～午後七時は五十デジベル)、朝・夕(午前六時～八時、午後七時～十時は四十五デジベル)、夜(午後十時～翌午前六時は四十五デジベル)となっていること。

(4) 遮音壁について

遮音壁設置場所・設置方法の再精査をしてください。

(理由)

今年六月に店舗西側・倉庫南側に遮音壁ができ、空調室外機・大型冷蔵冷凍庫の冷却塔の爆音がさらにひどくなったこと。

(5) 店舗からの悪臭について

調理場からの排気口ダクトを定期的にメンテナンスしてください。現在までのメンテナンス実績と、今後の実施計画を具体的に示してください。

(理由)

調理臭がひどく、家の窓を開けられないこと。

(6) 地元説明会の再実施について

商業地域とは異なる住居専用地域での営業展開には、近隣生活を保障可能な合意が必要と思われる。近隣住民が以前のように静かに暮らせると納得できるまで、地元説明会の再実施をしてください。

(理由)

平成二十八年三月二十九日の第一回の説明会案内のチラシの表題は「スーパーマルサン吉川店の変更に係る大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のご案内」となっていた。これ迄一年半の間、一度の説明を受けていないのに時間の変更のみとは、おかしいことであると考えられること。

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター